

原告準備書面(12)について

2018年7月20日

大村芳昭

原告準備書面(12)の全体構成

大きな3つの柱

1. ①新ガイドライン・②有事法制・③安保法の関係
→③は①の実施法に他ならない。
2. ②③は国民・市民の権利を制限
→本報告では省略。準備書面428頁以下参照。
3. 安保法は日本の国家・社会構造に影響
→④秘密保護法、⑤共謀罪、⑥軍需産業と経済構造の変化、⑦軍事研究と学問の自由

ガイドラインと安保法の関係

1. 新安保条約(1960)→ガイドライン(1978)
 - ・日米安保政策閣僚級協議において締結
 - ・日本への武力攻撃に対する日米の役割分担
 - ・日本以外の事態→随時協議検討とするのみ
2. ガイドライン(1997)
 - ・周辺事態にまで日本の協力を拡大
 - ・周辺事態法・船舶検査法の制定

ガイドラインと安保法の関係・続

(注1) 両ガイドラインの前提＝自衛隊の集団的自衛権×、自衛隊の海外武力行使×

(注2) 日米安保政策閣僚級協議

- ・1990年から日米安全保障協議委の名称

- ・メンバー(「2+2」閣僚会合)

 - (日本) 外務大臣、防衛庁長官→防衛大臣

 - (米国) 国務長官、国防長官

- ・ガイドラインの締結はここで行われて来た

ガイドラインと安保法の関係・続

3. 日米調整メカニズム(2000)

⇒ 包括的メカニズム + 調整メカニズム

(1) 包括的メカニズム = 平時の軍事協力

日米安保協議委、防衛協力小委、共同計画小委★

(2) 調整メカニズム = 有事における軍事協力

日米合同委、日米政策委、

合同調整グループ、日米共同調整所★

★には制服組が参加

ガイドラインと安保法の関係・続

4. 新ガイドライン(2015)

(1) 経緯

2012.1 オバマ政権・新国防戦略方針打出す
(安保戦略の重点をアジア太平洋地域に)

2012.4 日米安保協議委・共同発表(日本政府は米
国指針を歓迎)

2013.10 同委・ガイドライン見直しを確認

2014.7 閣議決定(集団的自衛権行使容認)

2014.10 日米安保協議委・ガイドライン見直し中間
報告→ 12 共同発表(米国は閣議決定を歓迎)

ガイドラインと安保法の関係・続

2015.4.27 新ガイドライン策定(日米安保協議委)

2015.4.29 米国上下院合同議会での安倍演説＝
米国政府のリバランスを支持、他国との協力、グアム基地への資金協力、平和の海、日米同盟の強化、安保法制充実への取組み(戦後初の大改革、この夏までに成就させる)、法整備を前提とする新ガイドラインの成立(→新ガイドラインは法整備を経ないと実施できない項目を含む)

ガイドラインと安保法の関係・続

(2) 内容

① 日本の平和安全の切れ目のない確保

a. 平時からの協力措置

※ 装備品防護には法整備が必要

b. 平和安全に対する脅威への対処

※ 地理的限定の否定 → 重要影響事態法

※ 実施地域・内容の拡大

→ 後方支援、捜索・救難、施設等警護

ガイドラインと安保法の関係・続

c. 日本に対する武力攻撃への対処

※尖閣防衛は自衛隊の任務、米軍は支援

d. 日本以外に対する武力攻撃への対処

日本と密接な関係にある他国への攻撃

→日本の存立と国民を守る作戦の実施

(集団的自衛権の発動)

ガイドラインと安保法の関係・続

②地域の／グローバルな平和安全への協力

→平和維持活動(PKO)、後方支援など

※1978,1997ガイドラインにはなかった項目

※グローバル支援→国際平和支援法制定

③宇宙及びサイバー空間に関する協力

平和的・安全な宇宙利用の確保

サイバー空間の安全・安定的利用の確保

※新ガイドラインの合意事項は安保法により実施可能

ガイドラインと安保法の関係・続

5. アーミテージ・ナイ報告(2000,2007,2012)
 - ・超党派の日本専門家による報告書
 - ・集団的自衛禁止は同盟の障害(2012)
 - ・日本に責任範囲拡大を求める
6. 新ガイドライン実施法としての安保法

国家・社会構造への影響

1. 秘密保護法(2013公布、2014施行)

- (1) 概要: 日本の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものを「特定秘密」に指定、取扱者の適正評価や漏洩の場合の罰則を定める。
- (2) 秘密指定の対象: 防衛、外交、特定有害活動の防止、テロ防止
- (3) 問題点: 指定範囲が曖昧、警察の恣意的判断を助長、国民・国会によるチェック可能性への疑問、適正評価によるプライバシー侵害

国家・社会構造への影響・続

2. 共謀罪（組織犯罪処罰法2017改訂・施行）

(1) 制定手続上の問題（本会議中間報告）

(2) 対象団体＝テロリズム集団その他の組織的犯罪
集団（別表三に掲げる犯罪）

→ 設立後に犯罪集団になったとの解釈も可能

(3) 対象行為＝二人以上で計画すること

準備行為は客観的処罰条件、態様は無限定

国家・社会構造への影響・続

(4) 対象犯罪 = 277

① テロと無関係な犯罪を含む

(例: 森林でのきのこのこの違法採取)

② 経済犯罪、権力犯罪、組織的犯罪を除外

(例: 業務上横領、特別公務員職権濫用罪)

(5) 国際組織犯罪防止条約締結には不必要

(6) 治安維持法からの教訓

軍需産業と経済構造の変化

1. 外交・安保政策とアベノミクスの関係

2015.4 訪米時の安倍演説

→外交安保政策とアベノミクスの一体性

2. 武器輸出三原則(1967)と統一見解(1976)

→共産圏／輸出禁止国／紛争当事国

3. 防衛装備移転三原則(2014)

(1) 移転を禁止する場合の明確化(3つ)

(2) 移転を認める場合の限定

(3) 目的外使用と第三国移転—適正管理

軍需産業と経済構造の変化・続

4. 防衛装備庁と武器輸出

2015.10 防衛装備庁発足

→武器輸出に向けた様々な動き

5. 宇宙開発

第3次宇宙基本計画で宇宙安全保障確保を掲げる

6. 経済界の受け止め方と政府と対応

武器輸出による経済成長→軍事費捻出

軍事研究と学問の自由

1. 2013年閣議決定以降の動き

(1) 2013.4 防衛省に技術管理班を新設

(2) 2013.12 H26防衛計画大綱

→デュアルユース技術の積極的活用

(3) 2014.6 防衛省 防衛生産・技術基盤戦略

(4) 2015 安全保障技術研究推進制度運用開始

(5) 2017.2 内閣府 安全保障と科学技術研究会

2. 「選択と集中」政策の影響

→研究費不足に悩む研究者の苦渋の選択

※米軍も研究費を提供

軍事研究と学問の自由・続

3. 学問の自由への悪影響

秘密保護法、軍学共同→学問の独立性を損なう

4. 日本学術会議の声明

(1) 1950, 1967, 2017に軍事研究関連の声明

→軍事研究に対する歯止め

→安保技研推進制度への応募禁止は求めず

→科学者の議論と倫理頼み？

おわりに